

秘 密 保 持 特 約 条 項

（秘密情報の定義）

第1条 本特約条項における秘密情報とは、競争入札参加業者（以下「参加者」という。）が入札参加を検討するために島根県警察（以下「発注者」という。）から開示された入札条件、仕様書その他関係する書類・媒体に含まれる情報をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 参加者が開示を受けたときに既に公知の情報
- (2) 法令による開示することが義務付けられた情報。ただし、当該法令に従い開示する場合に限る。

（秘密情報の保持および管理）

第2条 参加者は、開示された秘密情報を善良なる管理者の注意を持って、使用、管理、保管すること。また、秘密情報の複写及び複製を行ってはならない。

- 2 参加者は、発注者の承認を得ることなく自己の役員及び従業員以外の第三者に秘密情報を開示してはならない。ただし、やむを得ず秘密情報を第三者へ開示する場合には、開示先、開示期間及び開示内容について書面で提出し、発注者の承認を受けなければならない。また、開示にあたり参加者は、当該第三者に対し、本特約条項と実質的に同じ内容の秘密保持義務を課さなければならない。

（秘密情報の返還）

第3条 参加者は、開示された秘密情報の記載のある資料（電子媒体を含む。）については、本特約条項の有効期間満了、又はその使用目的が終了次第、速やかに買主に返却するものとする。また、発注者から、秘密資料の破棄、抹消等を求められた場合、参加者はその指示に従うものとする。

（事故発生時の措置）

第4条 参加者は、秘密情報の漏えい又は紛失等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはそのおそれがあるときは、適切な措置をとるとともにその詳細を、速やかに発注者に報告しなければならない。

（本特約条項の有効期間）

第5条 本特約条項の有効期間は、参加者が秘密情報の開示を受けた日から開札日までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1条及び第2条の規定は、参加者が秘密情報の開示を受けた日から5年間効力を有するものとする。